

一時払逡増終身保険

(告知不要型)



TOKIO MARINE
NICHIDO

[無 配 当]



ご家族のため
ご自身のため
あんしんの資産形成

死亡保険金額が逡増する終身保険



ご家族のため、ご自身のための

特長
1

告知や医師の診査なく、
お申し込み
いただけます! (※1)

60~80歳の方が健康状態等の告知なし
でお申し込みできます。

特長
2

保険金額が増えます!

死亡保険金額 (※2) がご契約日の5年後、
10年後の2段階で増え、一生涯保障され
ます。

特長
3

残したい人に
のこせます! (※3)

生命保険では、あらかじめ受取人を指定
しておくことが可能です。

特長
4

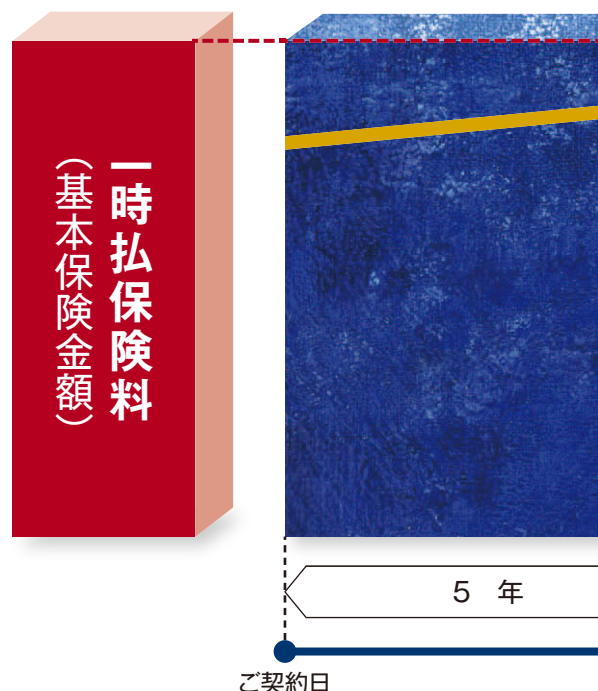
解約返戻金 (※4) を
ご活用いただけます!

期間の経過とともに増加し、一定期間を
過ぎると、支払った保険料よりも解約時に
受け取る金額が大きくなります。(ただし、
死亡保険金を上限とします。)

■しくみ <ご契約例>◎一時払保険料(基本

一時払保険料
(基本保険金額)
1,000万円

死亡保険金額
1,000万円



①ご契約日の5年後の応当日から5年間の保

②ご契約日の10年後の応当日以後の保険金



ご注意
ください

(※1) この保険は、健康状態等の告知や医師の診査をせずにお申し込みいただけます。
ご契約にあたっては、入院中でないなどの所定の要件を満たす必要があります。また、職業や保険のご加
内容を制限させていただく場合があります。

(※2) ご契約後の5年間の **死亡保険金額** は **一時払保険料** と同額になります。

(※3) 相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人固有の財産とみなされず、遺産分割の対象となる場合
指定できる死亡保険金受取人の範囲については、当社の取扱者/代理店または営業店にお問い合わせく

(※4) ご契約後、一定期間の **解約返戻金** は **一時払保険料** を下回ります。

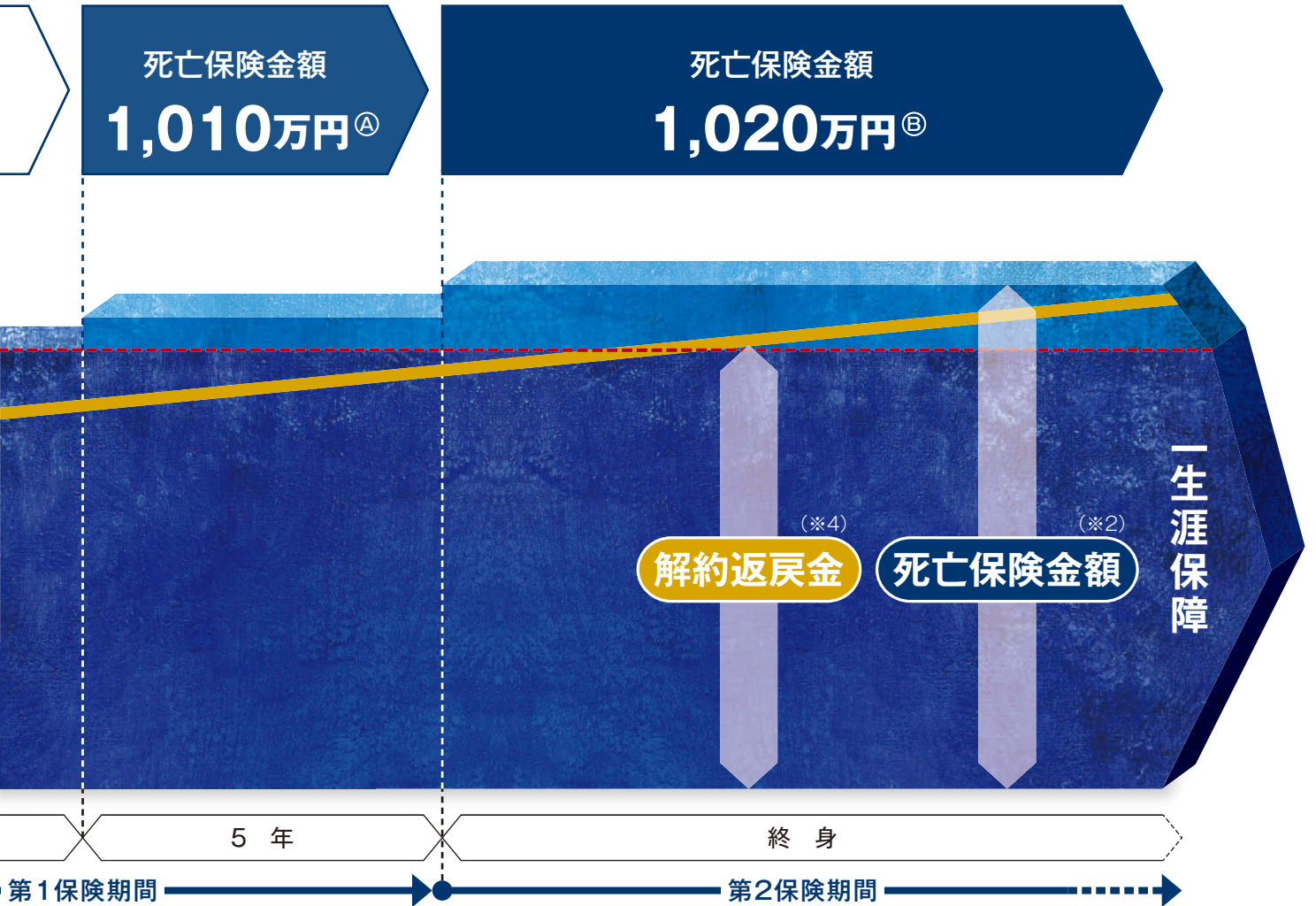
(※5) 通増率は、ご契約年齢および性別等によって異なります。ご契約例では、通増率を仮に1%とした場合の
に適用される通増率は、申込書等をご参照ください。

この保険は、ご契約後一定期間の保険金額を **一時払保険料** と同額にすることにより、
います。 (※6)

(※6) ご契約にあたっては、入院中でないなどの所定の要件を満たす必要があります。

資産形成ができる保険です。

基本保険金額) 1,000万円 ©通増率1.00%の場合(※5)



<通増率表(抜粋)>

年齢	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
男性	1.09%	0.65%	0.22%	0.18%	0.11%
女性	2.10%	1.63%	1.18%	1.02%	0.84%

死亡保険金額: 基本保険金額×(1+通増率)

解約返戻金: 基本保険金額×(1+通増率×2)

加入状況等によっては、ご契約をお引受けできない場合や保障

があります。
 ください。

商品のおしるしを説明しています。実際にご加入される契約

ご契約に際して健康状態等の告知を不要として



保険金をお支払いできない
 場合もあります。

詳しくは、「ご契約のしおり・
 約款」を必ずご覧ください。

みなさまは、「相続」という言葉を聞くと、どのようなイメージを持たれるでしょうか。
なかには、「先のことなのでピンと来ない」「そんなに財産もないし自分には関係ない」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。

実際に「相続」という現実に向き合ったご経験のある方は、まずは「自分の家族や子どもたちが財産のことで争って不仲になってほしくない」ということを考えられるようです。
また、「できるだけ多くの財産を譲りたい」「相続税を払えるだろうか」「平穏な生活を続けることができるだろうか」などの想いも持たれるようです。

近年、相続をめぐるトラブルが、相続財産額に関わらず急増しています。(※1)
そして、それらのトラブルは、事前の準備や対策により軽減または回避することが可能であり、早く準備する程その効果も大きいといわれています。

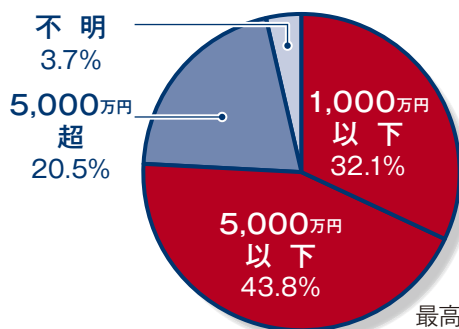
実は、生命保険には、こうしたみなさまの想いの実現や不安の解消、トラブル回避のために、お役に立てることがいろいろあります。

(※1) 平成24年の家庭裁判所における相続関係相談件数は約174,494件となっており、平成12年(90,062件)と比較すると約2倍に増えています。

出典:最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)」

遺産相続をめぐるトラブルは資産家だけの問題ではありません。

財産額別「相続争い」 裁判所で取り扱った相続財産の価額別の遺産分割事件件数(全8,141件)

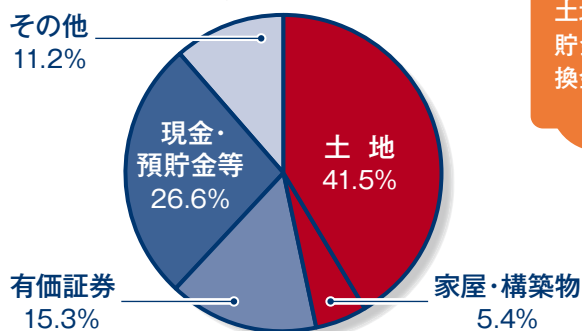


1,000万円以下で約3分の1、5,000万円以下を、含めると約4分の3に。

最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)(平成27年)」

なぜなら相続財産の約5割を換金や分割しづらい不動産が占めているからです。

相続税の種類別取得財産価額の内訳



土地などの不動産は、現金や預貯金、株といった資産に比べて、換金や分割が困難です。



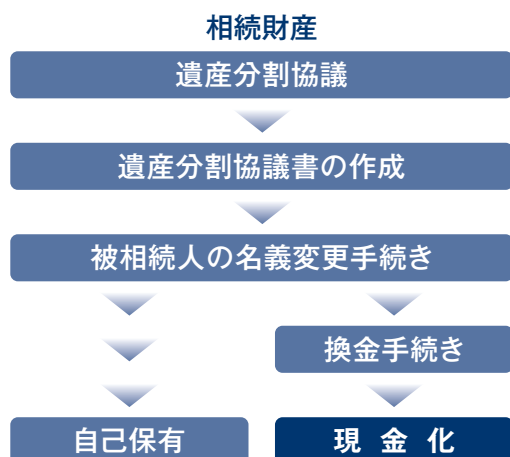
国税庁「第140回 国税庁統計年報(平成26年度版)」

生命保険は相続対策に有効です!!

生命保険を活用するメリット

1 スムーズに現金化できます!

□ 遺産分割の基本的な流れ(例) □



現金化するまでに数か月かかることもあります。

死亡保険金は原則、遺産分割の対象外になりますので、**保険金受取人によるご請求が可能です。**

また、死亡保険金は必要書類がそろえば**通常5営業日以内での現金化が可能**(※2)です。

(※2) 保険金を支払うために確認・調査等が必要な場合があります。

生命保険なら

遺産分割協議を待たずに、相続時に必要となるお金を確保できます。

当面の
生活費

葬儀
費用

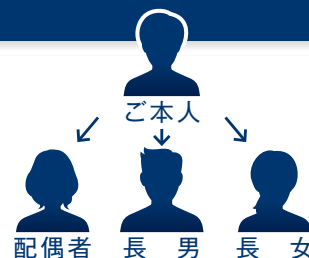
納税
資金

2 現金で残したい人にのこせます!

誰にいくらのこしたいか、死亡保険金の受取人を生前に指定できるので、相続が「争続」になることを避けて、大切な資産をスムーズに引き継げます。(※3)

(※3) 相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人固有の財産とみなされず、遺産分割の対象となる場合があります。

指定できる死亡保険金受取人の範囲については、当社の取扱者／代理店または営業店にお問い合わせください。



3 税制のメリットがあります!

生命保険金等の非課税限度額: $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$ (※4)

保険料負担者・被保険者が被相続人で、相続人(※5)が受け取った保険金の合計額のうち、上記の計算による金額が非課税となります。

(※4) 法定相続人の数には、相続を放棄した人も含まれます。また、法定相続人の数に含まれる養子の数は、実子がいる場合は1人まで、実子がない場合は最大2人まで認められます。

(注) 相続税の負担を不当に減少させると認められる養子も法定相続人の数から除かれます。

(※5) 相続を放棄した人や相続権を失った人を除きます。

平成29年1月現在の税制に基づき記載しております。税制改正などで変更となることがありますのでご注意ください。また、死亡保険金にかかる税金は実際に支払いが発生した時点の税法によります。

あんしん生命には、みなさまのお役に立てる生命保険商品があります。
詳しくは、当社の取扱者／代理店または営業店にお問い合わせください。

保険金のお支払事由について

この保険で支払われる保険金は以下のとおりです。保険金をお支払いできない場合もあります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等	お受け取りになる人
死亡保険金(※1)	死亡したとき	第1保険期間(ご契約日から10年間)(※2) ①ご契約日から5年間 基本保険金額(※3) ②ご契約日の5年後の応当日から5年間 基本保険金額(※3)×(1+通増率(※4)) 第2保険期間(第1保険期間の満了日の翌日以後) 基本保険金額(※3)×(1+通増率(※4)×2)	死亡保険金受取人

(※1) この保険には、高度障害状態になられた場合の保障はありません。

(※2) 被保険者が第1保険期間中に死亡された場合で、上記計算式により計算した死亡保険金額が責任準備金を下回るときは、責任準備金と同額をお支払いします。(責任準備金とは、将来の保険金・給付金・年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。)

(※3) 基本保険金額は、一時払保険料と同額です。

(※4) 通増率は、ご契約年齢および性別等によって異なります。

解約返戻金について

- 解約返戻金は、責任準備金と同額です。
- 解約返戻金の額は、ご契約年齢・性別・経過年月数などにより異なり、ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返戻金の額は、お払い込みいただいた一時払保険料を下回ります。

クーリング・オフについて

お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「一時払保険料相当額が当社の口座に着金した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

契約者配当について

この保険には、契約者配当金はありません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項

- 保険の特長としくみ
- 保険金・給付金等のお支払い
- 解約返戻金
- 特約について
- クーリング・オフ
- 健康状態・職業などの告知について
- 保険会社の責任開始期
- など

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている**終身保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者／代理店または営業店にご請求ください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
http://www.tmn-anshin.co.jp/

<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>

カスタマーセンター

☎0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00

土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



TOKIO MARINE
NICHIDO